

岩国市長 様

岩国市警告メッセージ付き通話録音装置貸出申請書

岩国市警告メッセージ付き通話録音装置の貸出を申請します。申請に当たっては、裏面の警告メッセージ付き通話録音装置貸出しに伴う誓約事項に同意します。

ふりがな 氏名					
住所					
連絡先	装置接続予定電話番号				
生年月日	年	月	日	年齢	歳
世帯状況	氏名	年齢	続柄	備考	
設置方法	設置を自分で行います・設置を依頼します				
緊急 連絡先	①氏名		電話番号		
	②氏名		電話番号		
	③氏名		電話番号		
	④氏名		電話番号		

- 1 本申請の受付は装置の貸出を確約したものではありません。
装置貸出の可否については、申請後に、市・警察で審査の上、決定します。
審査段階で、申請者宅へ電話又は訪問し、聞き取りをする場合があります。
- 2 装置の貸出期間は、装置を設置した日から6箇月間となります。

【 同 意 書 】

本申請書の提出にあたり、岩国市が私及び私の世帯の住所登録情報及び、必要に応じて福祉サービスの受給情報を確認することに同意します。

※この申請書の個人情報情報は装置の貸出手続き以外には利用いたしません。

署名 _____

岩国市警告メッセージ付き通話録音装置貸出しに伴う誓約事項

- 1 警告メッセージ付き通話録音装置（以下「装置」という。）は、振込め詐欺等の特殊詐欺被害を防止するために使用し、その他の目的には使用しません。
- 2 装置の設置に当たり必要となる設備工事費や、装置の正常な使用のために必要となるサービス利用料その他の経費は、申請者が負担します。
- 3 装置は申請者の責任において大切に使用します。
- 4 装置を転貸、売却又は譲渡しません。
- 5 装置に不具合や誤作動等が生じた場合は、直ちに、岩国市消費生活センターへ連絡します。
- 6 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに岩国市消費生活センターへ連絡します。
- 7 万一、装置を破損（経年劣化による場合を除く）・紛失した場合には、市が提示する実費（修理又は再購入価格相当分）を負担します。
- 8 使用期間が満了したとき及び長期入院等の理由により装置を使用しなくなったときは、速やかに装置を返却します。

装置の使用に当たっては、上述事項を遵守することを誓約いたします。

令和 年 月 日

署名 _____

処理欄	受付年月日		受付	
-----	-------	--	----	--